

議案第 55 号

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに制定する。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

大阪府自転車<sup>の</sup>安全で適正な利用の促進に関する条例(平成 28 年大阪府条例第 5 号)の施行に伴い、同条例と本市の条例間で競合する自転車損害賠償保険等への加入義務に係る規定等を整理するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正  
する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「自転車損害保険」を「自転車損害賠償保険等」に改める。

第 3 条第 4 項中「市」を「本市」に改める。

第 4 条第 3 項中「及び自転車損害保険への加入に努めなければならない」を「に努めるとともに、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

第 4 条第 4 項中「取り付け」を「取付け」に、「反射材」を「反射器材」に、「講ずる」を「講じる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットを使用するよう努めなければならない。

第 5 条第 2 項中「自転車損害保険」を「自転車損害賠償保険等」に改める。

第 6 条第 1 項中「取り組み」を「取組」に、「推進するように」を「推進するよう」に改める。

第 7 条第 2 項中「自転車損害保険」を「自転車損害賠償保険等」に改める。

第 8 条の見出し及び同条第 1 項中「学校」を「学校の長」に改め、同条第 2 項中「学校」を「学校の長」に、「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「高揚の」を「高揚を図る」に改め、同条第 3 項中「学校は」を「学校の長は」に、「、児童及び」を「児童若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「自転車損害保険」を「自転車損害賠償保険等」に改める。

第 9 条の見出し中「保護責任者」を「保護者等」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。

第10条第1項中「取り組み」を「取組」に改める。

第11条第3項中「の自転車損害保険へ」を「及び第9条第1項の規定により自転車損害賠償保険等に参加することとされている保護者による自転車損害賠償保険等への」に改め、同条第4項中「児童及び幼児の」を「幼児、児童及び高齢者による」に、「普及を図る」を「使用を促進する」に、「講ずる」を「講じる」に改め、同条第5項中「学校」を「学校の長」に改め、「自転車」の次に「の利用」を加える。

第12条中「場合には」を「場合は」に、「に対して」を「の支援をするため」に、「講ずる」を「講じる」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

羽曳野市自転車の安全な利用の促進に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>自転車損害賠償保険等</u> 自転車による交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。</p> <p>(本市の責務)</p> <p>第 3 条 1～3 省略</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、<u>本市は</u>、この条例の目的を達成するため、交通環境の整備を含めた総合的な施策に努めるものとする。</p> <p>(自転車を利用する者の責務)</p> <p>第 4 条 1・2 省略</p> <p>3 自転車を利用する者は、自転車の事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備に努めるとともに、<u>自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。</u></p> <p>4 自転車を利用する者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)第 12 条第 3 項に規定する防犯登録義務を遵守するとともに、防犯性能の高い錠の<u>取付け及び施錠の徹底並びにひったくり防止カバー、反射器材及び後写鏡の取付けその他の安全対策を講じる</u>よう努めなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>6 <u>高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットを使用するよう努めなければならない。</u></p> <p>(自転車小売業者の責務)</p> <p>第 5 条 1 省略</p> <p>2 自転車小売業者は、自転車を利用する者の<u>自転車損害賠償保険等</u>への加入を促進するよう努めなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(関係団体の責務)</p> <p>第 6 条 関係団体は、その活動を通じて自転車</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>自転車損害保険</u> 自転車による交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。</p> <p>(本市の責務)</p> <p>第 3 条 1～3 省略</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、<u>市は</u>、この条例の目的を達成するため、交通環境の整備を含めた総合的な施策に努めるものとする。</p> <p>(自転車を利用する者の責務)</p> <p>第 4 条 1・2 省略</p> <p>3 自転車を利用する者は、自転車の事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備<u>及び自転車損害保険への加入に努めなければならない。</u></p> <p>4 自転車を利用する者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)第 12 条第 3 項に規定する防犯登録義務を遵守するとともに、防犯性能の高い錠の<u>取り付け及び施錠の徹底並びにひったくり防止カバー、反射材及び後写鏡の取り付けその他の安全対策を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>5 省略</p> <p>(自転車小売業者の責務)</p> <p>第 5 条 1 省略</p> <p>2 自転車小売業者は、自転車を利用する者の<u>自転車損害保険</u>への加入を促進するよう努めなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(関係団体の責務)</p> <p>第 6 条 関係団体は、その活動を通じて自転車</p>

の安全な利用の方法について、市民の理解を深め、地域における自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 省略

(事業者の責務)

第7条 1 省略

2 事業者は、通勤に自転車を利用する者に対して、自転車損害賠償保険等への加入を促進するよう努めなければならない。

(学校の長の責務)

第8条 学校の長は、児童又は生徒に対して、その発達段階に応じた自転車の利用に関する交通安全教育を定期的実施しなければならない。

2 学校の長は、児童若しくは生徒又はこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全な利用に関する意識の高揚を図るための指導又は啓発を行わなければならない。

3 学校の長は、自転車による通学又は学校の行事への参加を認める場合は、対象となる児童若しくは生徒又はこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全な利用に関する指導及び自転車損害賠償保険等への加入を促進しなければならない。

(保護者等の責務)

第9条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 省略

3 省略

(市民の責務)

第10条 市民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において、自転車の安全な利用を呼びかける等、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

の安全な利用の方法について、市民の理解を深め、地域における自転車の安全な利用の促進に関する取り組みを積極的に推進するように努めなければならない。

2 省略

(事業者の責務)

第7条 1 省略

2 事業者は、通勤に自転車を利用する者に対して、自転車損害保険への加入を促進するよう努めなければならない。

(学校の責務)

第8条 学校は、児童又は生徒に対して、その発達段階に応じた自転車の利用に関する交通安全教育を定期的実施しなければならない。

2 学校は、児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全な利用に関する意識の高揚のための指導又は啓発を行わなければならない。

3 学校は、自転車による通学又は学校の行事への参加を認める場合は、対象となる、児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全な利用に関する指導及び自転車損害保険への加入を促進しなければならない。

(保護責任者の責務)

第9条

1 省略

2 省略

(市民の責務)

第10条 市民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において、自転車の安全な利用を呼びかける等、自転車の安全な利用の促進に関する取り組みを自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

<p>2 省略 (広報及び啓発)</p> <p>第 11 条 1・2 省略</p> <p>3 本市は、自転車を利用する者及び第 9 条第 1 項の規定により自転車損害賠償保険等に加入することとされている保護者による自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>4 本市は、<u>幼児、児童及び高齢者による乗車用ヘルメットの使用を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>5 本市は、<u>学校の長</u>、関係団体、市民等による自主的な自転車の利用に関する交通安全教育の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。 (関係団体への支援)</p> <p>第 12 条 本市は、関係団体が自主的に自転車の安全な利用に関する活動を行う場合は、当該関係団体<u>の支援をするため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>2 省略 (広報及び啓発)</p> <p>第 11 条 1・2 省略</p> <p>3 本市は、自転車を利用する者の<u>自転車損害保険へ加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>4 本市は、<u>児童及び幼児の乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>5 本市は、<u>学校</u>、関係団体、市民等による自主的な自転車に関する交通安全教育の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。 (関係団体への支援)</p> <p>第 12 条 本市は、関係団体が自主的に自転車の安全な利用に関する活動を行う<u>場合には、当該関係団体に対して、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>以下省略</p>
--	---